連合山形寄付講座 労働時間・ワークルールの確立

電機連合 山形航空電子労働組合 柿崎 隆英

Technology to Inspire Innovation

当社の開発する技術が、お客様の独創的な商品開発に新しい扉を拓きます。

山形航空電子のご紹介



会社概要

【資本金】4億円日本航空電子工業㈱(東証一部上場)100%出資

【売 上 高】 218.8億円(2019年度)

【所 在 地】 山形県新庄市 横根山工業団地

【従業員数】407名(2020年4月)

男性: 369名 女性: 38名

参考:派遣·請負 約450名

【事業内容】コネクタの製造・販売

【沿 革】 1957年 4月 山梨県上野原町にて設立

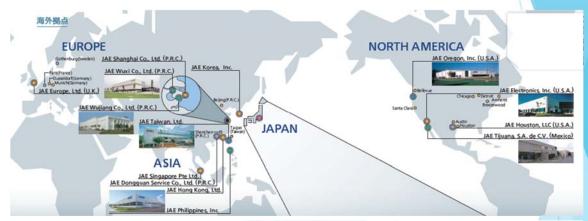
1980年12月 山形県新庄市に移転

1988年 6月 山形航空電子株式会社へ社名変更

航空電子グループ(国内)



航空電子グループ(海外)



航空電子グループ

会 社 数 2019年7月現在

27社·国内12社 海外15社

内連結子会社 国内7社/海外11社

※その他の関係会社1社を除く

従業員数 2019年3月末 (連結)

6,255名

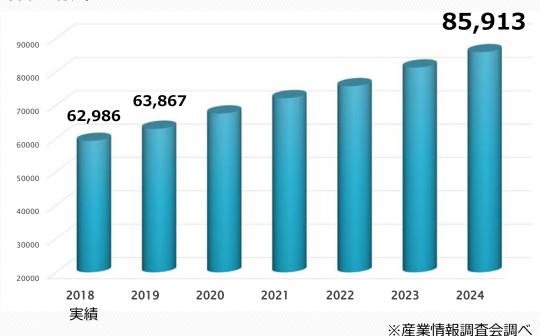
国内3,354名 / 海外2,901名



コネクタの世界需要推移予測

航空電子

(単位:億円)



YAE Proprietary. Copyright@ 2020, JAE Yamagata, Ltd. Confidential.

7

電機連合について



 HOME | アクセス | お問い合わせ | サイトマップ

 文字の大きさ 小 中 大
 Q

電機連合TOPICS 暮らしの底上げ ワーク・ライフ・バランス 安心社会と政治 What's! 電機連合 組合づくり 労働問題・用語集 報告書・情報誌

ワーク・ライフ・バランス 組合員一人ひとりが豊かな暮らしと働きがいが持てるように、働きがいを持つための情報の発信や、働き方を改善する活動を行っています。



HOME » ワーク・ライフ・バランス



働きがいを軸とする安心社会や時短、エイジフ リー社会など自己実現に向けた取り組みを紹介し ます。



働く人々が、仕事と生活の調和を図り自分の望む ライフスタイルを人生全般にわたり実現していく ためのワーク・ライフ・パランス支援のコーナー です。



8

電機連合の発足とあゆみ

産業別組織(産別)運動の役割と機能

~「産別ならではの活動に特化」する~

- 1 政策策定機能
- 〇 労働(賃金・労働時間)、産業、社会および組織などの各分野についての政策策定(※政策策定に向けた調査・研究を含む)
- 2 政策実行機能
- 対国政(政党・省庁)、対地方行政、対上部団体、対経営者との政策協議
- 3 加盟組織支援機能
 - 組織運営、専門的事項への対応、相談および教育活動
- 4 スケールメリット機能・社会的機能
- 社会運動・政策制度要求、社会貢献、**共済制度**、メンタルヘルス相談
- 5 セーフティーネット機能
 - 総合労働条件改善闘争(統一闘争)、最低賃金、合理化対策 (※共済制度、メンタルヘルス相談など)

美しい地球・幸せな暮らし

全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会

連合の構成組織



連合山形寄付講座 労働時間・ワークルールの確立

電機連合 山形航空電子労働組合 柿崎 隆英

ワークルールの基礎知識

【憲法第28条】

「勤労者の<mark>団結</mark>する権利及び<mark>団結交渉</mark>その他の<mark>団体行動</mark>をする権利は、 これを保障する」

◆労働三権

団結権

労働者が労働条件の維持・改善を目的に団体を結成(団結)することを保障した権利。

◆労働三法

労働組合法

労働組合と使用者が労働条件などについて対等な立場で交渉できるように定められたもの (1945年)

団体交渉権

労働条件を改善するために、使 用者と対等な立場で交渉することを保障した権利。行使には正 当な理由と手続きが必要。

使用者は、正当な理由なしにこれを拒否してはいけない。

団体行動権(争議権)

団体交渉が決裂したような場合に、 自分たちの要求を実現するために 争議行為(ストライキ)を行って も、刑事罰を受けたり、会社を解 雇されたりしないということを保 障した権利。

労働関係調整法

労働争議の予防、解決など、労働 関係の公正な調整のために定めら れたもの (1946年)

労働基準法

労働条件について、最低基準を 定めたもの (1947年)

12

美しい地球・幸せな暮らし

全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会

ワークルールの基礎知識

【憲法第28条】

「勤労者の団結する権利及び団結交渉その他の団体行動をする権利は、 これを保障する」

◆労働三権

団結権

労働者が労働条件の維持・改善を目的に団体を結成(団結)することを保障した権利。

団体交渉権

労働条件を改善するために、使 用者と対等な立場で交渉することを保障した権利。行使には正 当な理由と手続きが必要。

使用者は、正当な理由なしにこ れを拒否してはいけない。

団体行動権(争議権)

団体交渉が決裂したような場合に、 自分たちの要求を実現するために 争議行為(ストライキ)を行って も、刑事罰を受けたり、会社を解 雇されたりしないということを保 障した権利。

◆労働三法

労働組合法

労働組合と使用者が労働条件 などについて対等な立場で交 渉できるように定められたも の (1945年)

労働関係調整法

労働争議の予防、解決など、労働 関係の公正な調整のために定めら れたもの (1946年)

労働基準法

労働条件について、最低基準を 定めたもの (194**7**年)

13

美しい地球・幸せな暮らし

全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会

法定労働時間と36協定

労働基準法 第32条 (労働時間)

使用者は、労働者に、休憩時間を除き1週間について**40時間**を 超えて、労働させてはならない。

使用者は、1週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き 1日について**8時間**を超えて、労働させてはならない。

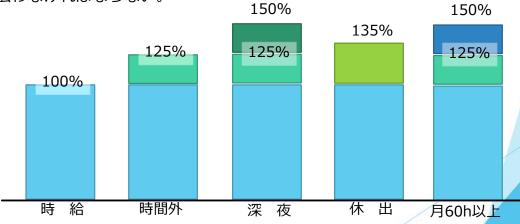
労働基準法第36条(時間外及び休日の労働)要約32条を超えて法定時間外労働を行わせるためには、労使で時間外労働協定「36協定」を締結し、これを労働基準監督署に届け出る必要があります。

臨時的に限度時間を超えて時間外労働を行わざるを得ない特別の事情が生じた場合に限り、「特別条項付き36協定」を締結することによって限度時間を超えて

時間外労働を行うことができる。

休日労働と時間外賃金

労働基準法 第37条 (時間外、休日及び深夜の割増賃金) 要約 労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の2割5分以上5割以下の範囲内でそれぞれ命令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。



15

労働時間短縮の目的

- ○生産性向上
- ○労務リスクの削減 (心身の健康維持等)
- ○残業コストの抑制
- ○ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)

総実労働時間とは

就業規則で定められた始業時刻と終業時 所定内労働時間 就業規則で定められた始業時刻と終業時 刻との間の休憩時間を除いた実労働時間



所定<u>外</u>労働時間

休暇取得など

総実労働時間

残業、休日出勤等により行った実労働時間



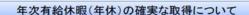
17

改正労働法の紹介

「労働基準法]年5日の年次有給休暇の取得義務(第39条第7項) 施行日 2019年4月1日(大企業)(中小企業)

▶使用者は、年次有給 休暇が10日以上の労 働者に対し、5日につ いて、毎年、時季を指 定して取得させなけれ ばならない。

5日には、労働者が 年次有給休暇を取得し た場合や計画付与によ り取得した日数が含ま れ、それらの日数が5日 に達したときは、使用者 は時季指定の義務から 解放される。



現行 ① 時季指定 (例:「〇月×日に休みます」) ②〇月×日に年休が成立 労働者 「ためらい」から、そもそも①の時季指定を行いにくい 我が国の年休取得率:48.7%(平成27年)

改正案 年5日の年休については、以下の仕組みとする ①時季の希望を聴取 ②希望を踏まえ時季指定 労働者 (例:「〇月×日に休んでください」) 使用者 ③〇月×日に年休が成立

- 平成32年の政労使目標:70%
- 1年間で年休を1日も取得できていない労働者の 割合:16.4%(平成23年時点の調査)
- ※このほか「計画的付与」(労働者側の代表と使用者との協定の締

結)により時季を決めることも可能(平成27年導入企業割合16.0%)

- 年休が10日以上付与されている労働者に限る
- 以下のケース:使用者は義務から解放される
- 労働者が自ら5日以上の年休を取得した 使用者の時季 指定は不要
- 労働者自らの取得3日+計画的付与2日
- 3日の年休の計画的付与が行われた

◆ 法定の年休付与日数(継続勤務の年数に応じて付与日数は異なる。また、その期間の全所定労働日の8割の出勤が必要)

	維統動務年数	6か月	1年6か月	2年6か月	3年6か月	4年6か月	5年6か月	6年6か月以上
j	年休の付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

※1週間の所定労働日数が通常の労働者より少ない方については、その日数や継続勤務年数に応じて、1~15日の年休が付与される。

18

出所: 厚生労働省HP

過労死等を防止し、健康を守る取り組み

[労働基準法]労働時間の上限(第36条等)

施行日 2019年4月1日(大企業) 2020年4月1日(中小企業)

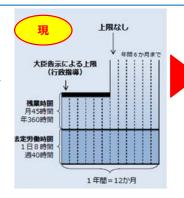
改正労基法

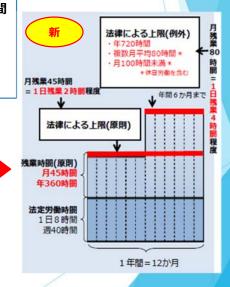
- >時間外労働の限度時間(原則):月45時間・年360時間
- ▶臨時的な特別な事情がある場合
 - ①年720時間以内
 - ②休日労働を含み単月100時間未満
 - ③休日労働を含み複数月平均80時間以内
 - ④月45時間の時間外労働を上回る回数は年6回まで

ただし、

・自動車の運転業務、建設事業、 医師等:5年の猶予期間を設けた 上で別途の規制を適用。

・新技術・新商品等の研究開発の 業務:医師の面接指導を設けた 上で、適用除外。





19

山形航空電子の取組

労働時間削減に向けた取り組み

所定内労働時間の削減

年間所定労働日数の削減

- ・完全週休二日制の導入(1992年~)
- ・特別休日 2日
- ・祝日法など法改訂への対応 例:山の日

山形航空電子の取組

労働時間削減に向けた取り組み

所定外労働時間の削減

- 1.超長時間労働の削減
 - ●勤務管理システムの導入と入退場 ゲートデータの活用勤務管理をシステム化、さらに入退場ゲートの通過時刻を取り込む ことで、客観的な在館時間の把握し、職場 マネジメントに反映。
 - ●定時退社日の設定毎週水曜日(水曜日が難しい場合、その週に定時帰宅を設定)

21

山形航空電子の取組

労働時間削減に向けた取り組み

所定外労働時間の削減

2. 時間外労働の削減

フレックス制度の活用

コアタイム(一斉就業時間)以外において始終業 時間を個々人が選択できる。

注) 歴月1か月を単位として清算

代休の取得

休日に4時間以上の勤務を行った場合に取得可能。

山形航空電子の取組

労働時間削減に向けた取り組み

休暇取得など

年次有給休暇の取得促進

2) 休暇ビラ、ビルや事業場の門前で、 有給休暇の取得を促すビラを配布。

-年次休暇制度-【付与日数】 勤続5年未満 20日 勤続5年以上15年未満 21日 勤続15年以上 22日 40、42、44日迄積立可能

2019年度実績 16.0日

23

山形航空電子の取組

労働時間削減に向けた取り組み

休暇取得など

その他休暇制度の導入

1)特定目的休暇 2002年導入

【使用目的】 年5日付与(20日迄積立可)

- ・本人、家族の傷病治療並びに看護・・配偶者の出産
- ・本人、家族の疾病の予防・家族の介護
- ・学校行事等への参加 ・ボランティアへの参加
- 2) リフレッシュ休暇 1989年導入

10勤続した翌年5日 20年勤続された翌年7日 30年勤続された翌年10日

私が考える労働時間短縮・適正化の必要性

生産性向上

労務リスクの削減 (心身の健康維持等)

残業コストの抑制

ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)

グローバル化

イノベーションの創出新たなものを生むためには

ダイバーシティの推進 多様性を認め合い活かすためには **直面する介護** 働きたくても働けない

長生き時代 心豊かに老後を過ごすには 高齢化

25

労働時間の短縮・適正化に向けて

「ワーク・ライフ・バランスの実現」を 企業・社会の価値として

更なる働く人たちの意識改革を

さいごに

労働時間の短縮・適正化に向けて

「ワーク・ライフ・バランスの実現」を 企業・社会の価値として

更なる働く人たちの意識改革を